

2008年12月18日

年内に雇用問題での緊急対策を充実させることを求めるアピール

京都総評（京都地方労働組合総評議会）
京都市中京区壬生仙念町30-2 ラボール京都5階
電話 075-801-2308 FAX 075-812-4149
Eメール：sohyo@labor.or.jp

アメリカ発の金融危機が世界の实体经济に大きな影響を与えつつあり、もはや放置しておくことのできない深刻な事態となっています。政府が掌握しただけでも3万人にのぼる非正規労働者が解雇や雇い止めにあっています。京都でも12月大企業を中心に「派遣切り」や「雇い止め」が打ち出され、年末を迎え、年を越せるのかどうか、深刻な不安を抱える労働者が出てきています。

今後、非正規雇用の雇い止めが増える中、雇用保険の受給資格拡大などの雇用問題での対応が必要です。また、内需拡大が日本経済にとって必要となってきたことは明らかで、具体的な対応が求められます。内需拡大のためには、派遣法の抜本的な改正や、最低賃金の大幅な引き上げとそのための中企業支援策、均等待遇を実効あるものにするるとともに、有期雇用を減らしていくことなどが求められています。さらに、公的就労事業の確立や事業の創出、中企業経営への支援のため融資制度の拡充、国民が安心して生活していくために医療、福祉、教育での負担の軽減などさまざまな施策が必要です。そのために、私たちは各企業や行政が尽力をつくすことを求めています。

今、年末を迎え、各行政機関を中心とした対応がはじまっていますが、生活支援、住宅支援、就職支援とも、職を失った労働者の必要を満たすものとはなっていません。

そのため、私たちは年内緊急に、企業が労働者の解雇をしないことをはじめ、次の諸点について、関連する行政機関が対処することを強く求めます。

また、私たちは、職を失い生活に困難を抱えた労働者の救済のため、全力をあげるものです。

- 1、 中企業への緊急の公的融資の拡充をおこなうこと。また企業が、「派遣切り」や「非正規労働者の雇い止め」を止めることを求めます。
- 2、 行政として緊急に以下のことを年内実施することを求めます。
 - (1) 失業を余儀なくされた労働者に対して、生活保障をおこなうための制度を充実させることが必要です。厚生労働省の「就職安定資金貸付」制度を該当者に周知するために、各行政機関が連携をとることを求めます。また、これだけでは不十分な労働者が出てくることが予想され、各自治体が、現在ある生活資金融資制度を改善・活用し、生活保障制度の充実をはかるようにすることを求めます。
 - (2) 住居の確保については、雇用促進住宅のみでは戸数不足であることは明らかであり、府営、市営、公団住宅等の利用もできるように入居基準の特別枠の設定などを行うようにするとともに、該当する労働者に周知徹底し、住居喪失者がでないよう万全の体制をとることを求めます。
 - (3) 生活融資制度も期限に限度があることから、条件を満たす人が申請すれば生活保護制度によってすみやかに対処するとともに、適用決定までの期間についても必要な給付を行うなど機動的に生活保護行政を行うよう求めます。また、住居が必要な場合は、住居確保を優先し確保することを求めます。

以上